

地域金融機関による担保・保証に 依存しない融資による成長資金の供給

金融庁

平成28年11月

金融行政を巡る主な出来事

金融行政に 求められる課題

ルールの明確化・透明
かつ公正な金融行政

金融危機対応

不良債権問題
への対応

「金融処分庁」から
「金融育成庁」へ

- 1980年代 土地・株価バブル
- 1990年代 不良債権問題の深刻化
- 1997年 タイバーツ暴落(アジア金融危機の発端)、北海道拓殖銀行や山一証券等の破綻
- 1998年 **金融監督庁発足**、日本長期信用銀行や日本債券信用銀行の国有化
- 1999年 「金融検査マニュアル」公表
- 2000年 **金融庁発足**
- 2001年 特別検査の実施(主要行)
- 2002年 「金融再生プログラム」公表
- 2003年 主要行(りそな銀行)への資本増強、
大手地方銀行(足利銀行)の一時国有化
- 2005年 ペイオフ解禁の実施、
主要行の不良債権比率半減目標達成
- 2007年 **ベター・レギュレーションの4本の柱公表**
- 2008年 リーマンショック
- 2012年 第二次安倍内閣発足、アベノミクス開始
- 2013年 金融モニタリング基本方針公表
- 2014年 金融モニタリングレポート公表
- 2015年 **金融行政方針公表**
- 2016年 **金融レポート公表**

ベター・レギュレーション (金融規制の質的向上)の4本の柱

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

金融庁の任務

- ・金融システムの安定
- ・利用者の保護・利用者利便の向上
- ・公正・透明で活力ある市場の確立

企業・経済の持続的成長と
安定的な資産形成等による
国民の厚生増大の実現

事業性評価に基づく担保・保証に依存しない融資の促進

資産査定中心の健全性評価の見直し。また、事業性評価に基づく担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた取組みを実施。

《従前の検査(モニタリング)手法》

資産査定中心の健全性評価

立入検査(オンサイト・モニタリング)における個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価

金融機関全体の
リスク分析に基づく
健全性評価

金融機関の融資は、
企業の財務データ、
担保・保証に必要以上
に依存する傾向

借り手の事業内容等
の適切な評価に基づ
く融資の促進

《平成25事務年度以降》

①資産査定における金融機関の判断の尊重

- 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重。
- 26事務年度は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重。
(金融モニタリング基本方針に明記)

②事業性評価に基づく融資の促進

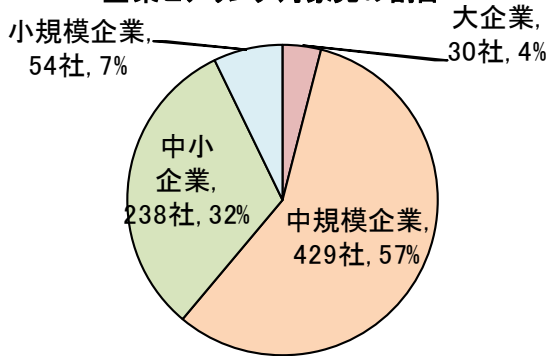
- 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論。
- 26事務年度は、地域銀行が事業を適切に評価し、企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行側の態勢の拡充を促進。

企業ヒアリング・アンケート調査結果の概要

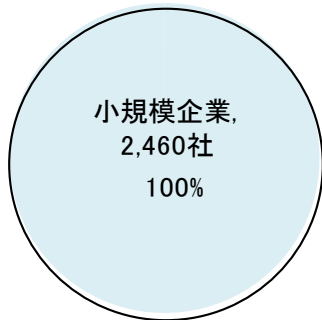
- 取引金融機関に対する顧客企業の評価を把握するため、金融庁による新たな取組みとして「企業ヒアリング」及び「アンケート調査」を実施
- **企業ヒアリング**：中規模・中小企業を中心に751社を実施
- **アンケート調査**：企業ヒアリングで捕捉できていない小規模企業2,460社から回答

【対象企業の規模】

企業ヒアリング対象先の割合

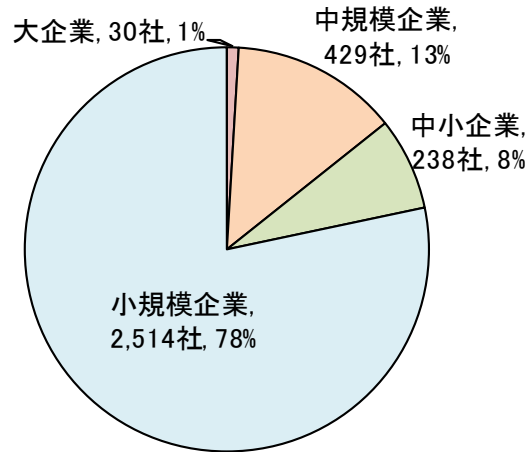


アンケート調査回収数



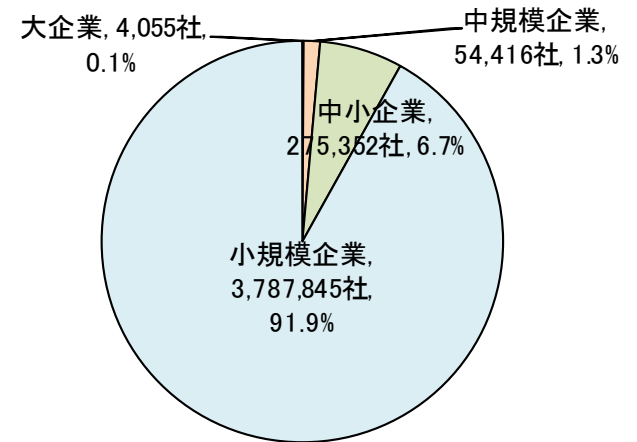
小規模企業：1人～20人
 中小企業：21人～100人
 中規模企業：101人～1,000人
 大企業：1,001人以上

企業ヒアリング・アンケート調査の合算割合



(参考)

全国の企業の従業員規模別割合
 (平成24年 経済センサス)



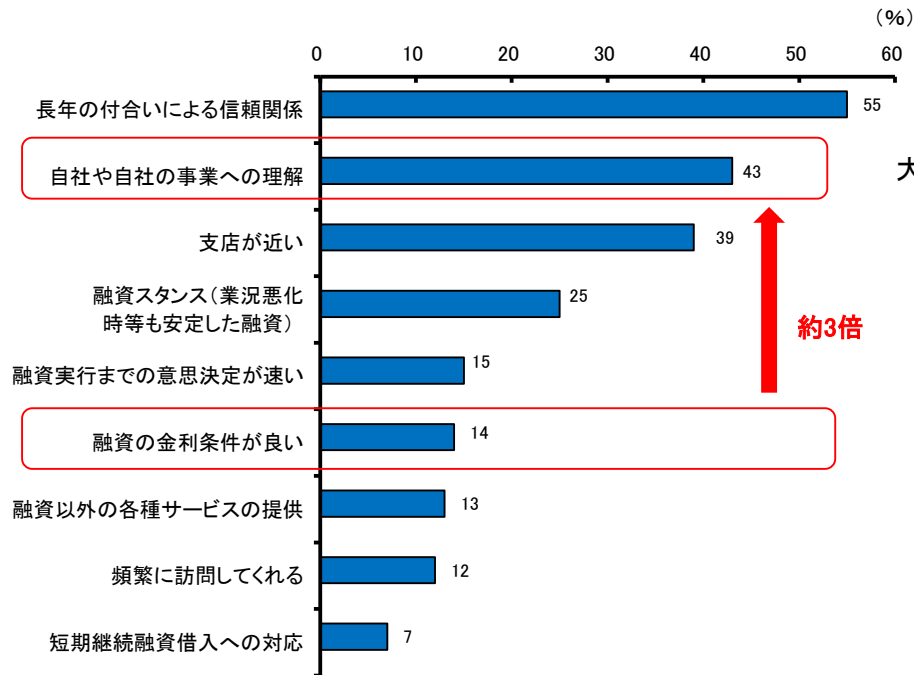
小規模企業：1人～19人
 中小企業：20人～99人
 中規模企業：100人～999人
 大企業：1,000人以上

※中小企業及び小規模企業については、
 中小企業基本法の定義を踏まえ設定

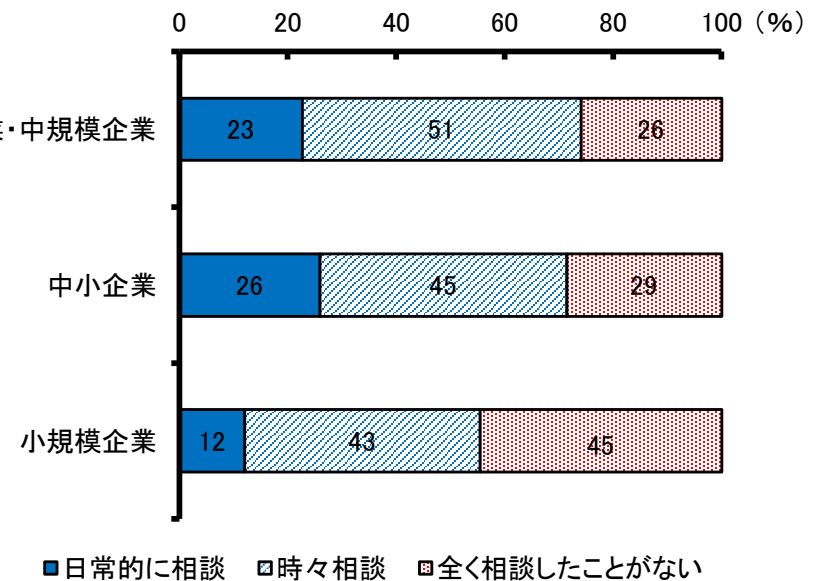
企業ヒアリング・アンケート調査結果①

- 企業は、メインバンクに対し、「融資の金利条件」以上に、「自社や自社の事業への理解」を求めている
- 金融機関に対して「経営上の課題や悩み」を全く相談していない企業が一定数存在

企業がメインバンクに求めるもの



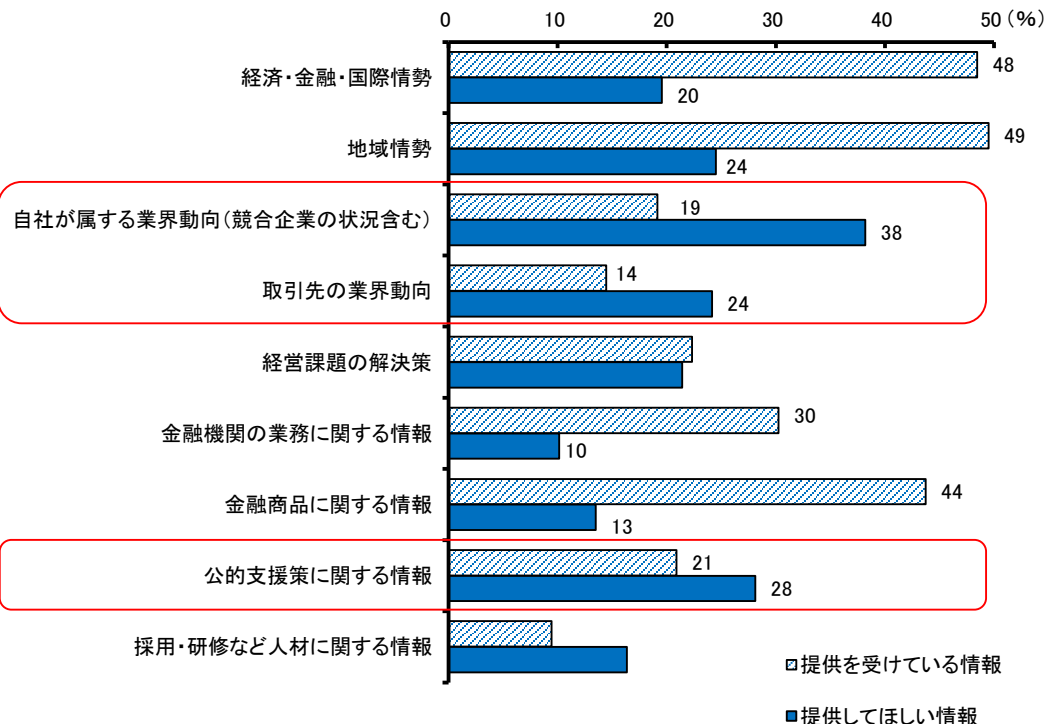
金融機関への相談状況(規模別)



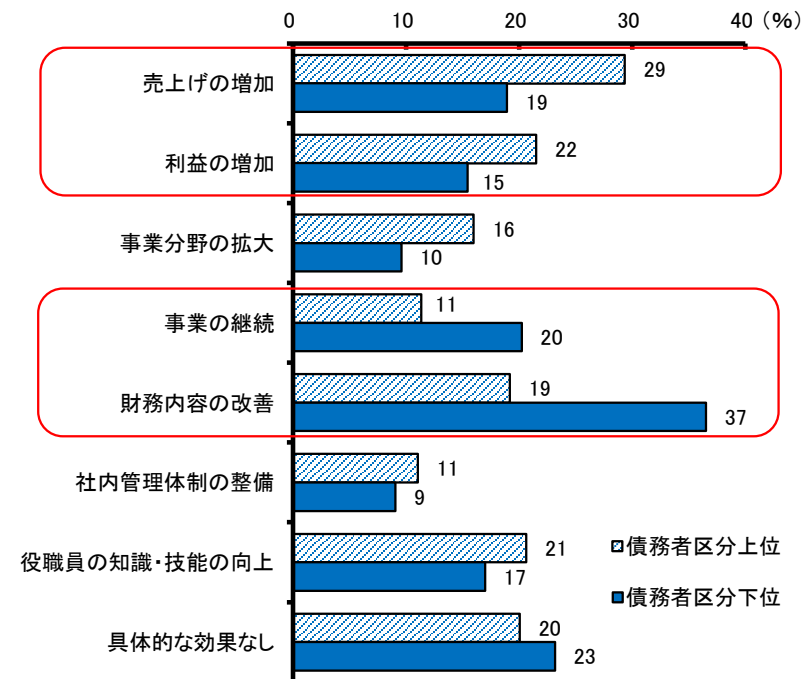
企業ヒアリング・アンケート調査結果②

- 企業が「提供して欲しい情報」と、金融機関から実際に「提供を受けている情報」との間には、ギャップが存在。企業は「自社及び取引先の業界動向」等、自社の事業に直結する情報を求めているが、金融機関は「経済・金融・国際情勢」等の一般的な情報や供給側の都合による情報を提供する傾向
- メインバンクと相談して支援を受けたことがあると回答した企業(1,639社)の約8割が、「財務内容の改善」等、何らかの効果があつたと回答

企業が求める情報と実際に提供されている情報のギャップ

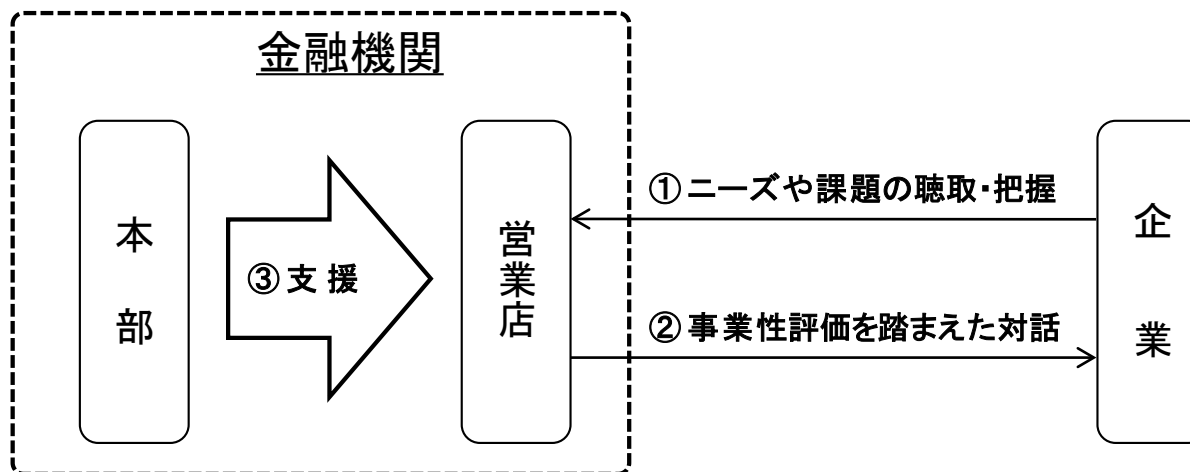


金融機関による経営支援サービスによる貢献度



企業から評価される地域金融機関の取組み

- 企業から評価される金融機関には、本部を含めた組織全体として、企業との課題共有を図る仕組みを構築し、企業のニーズや課題に沿ったサービスの提供に努めているという、共通の特徴が見られた



《共通の特徴》

- ① 企業のニーズや経営課題の把握において、経営者との直接対話、ヒアリング項目の策定、ITの活用による本部・営業店での情報共有等、独自の仕組みを構築
- ② 金融機関が分析した企業の事業性評価等を企業に開示しながら、経営課題の背景・根拠の分析結果や経営改善に向けたポイントを説明する等、企業との課題共有のための対話を実施
- ③ 企業への経営支援について、経営陣・本部が個々の進捗状況を確認し具体的な指示を行う等、営業店任せではなく本部が積極的にサポート

《その他の特徴的な取組み》

- 企業の事業性に関する目利き力や企業に対する提案力の向上を図るための人材育成
- 経営・指導の取組みの質を行員の業績評価に反映

地域金融機関による生産性向上に向けた取組み

- 銀行が企業の生産性向上に繋がるコンサルティングや融資に取り組むことは、①企業価値の向上を通じた地域経済の発展、②従業員の賃金上昇による生活の安定、③銀行自らの経営の持続性確保に寄与。
- 銀行が企業の事業性（経営・ビジネスモデルの妥当性等）を適切に評価し、適切な事業再構築等へのアドバイスと必要な資金の供給をすることにより、生産性向上の実現が可能に。

鬼怒川温泉街の活性化

- 足利銀行は、
 - ① 産業再生機構(当時)や民間ファンドとの協働により、抜本的再生支援を実施。
 - ② 持株会社とオペレーション会社を設立し、複数の温泉旅館の共同管理、仕入先の紹介や相見積の導入等によるコスト削減等経営の効率化を支援。
 - ③ 競争力を喪失した旅館の廃業支援(同行による債権放棄・経営者保証の解消)
- 栃木県等は、駅前広場・足湯・遊歩道の整備、廃業旅館の撤去・公園化。



【鬼怒川温泉】



【駅前広場の足湯】

Ⅲ. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

(2) 中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

- ⑤ 企業の生産性向上を支援するため、「ローカルベンチマーク」の活用、官民の金融関係機関による債権放棄等の促進、地域金融機能の強化、地域経済活性化支援機構等の活用の促進など、省庁横断的な取組を推進する。

【具体的措置】

- ・「ローカルベンチマーク」の活用(金融庁、経済産業省)
- ・信用保証制度の見直し(経済産業省)
- ・官民の金融関係機関による債権放棄等の促進(金融庁、財務省、経済産業省、総務省)
- ・地域金融機能の強化(金融庁)
- ・地域経済活性化支援機構等の活用の促進(内閣府、金融庁)
- ・成長企業等への円滑な労働移動のための支援の強化(厚生労働省)

等

金融仲介機能のベンチマークについて

ベンチマーク策定の趣旨

- 多くの金融機関は、経営理念や事業戦略の中で、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供により、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げている。
- 他方、企業からは、依然として、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」との声。
昨事務年度に実施した企業ヒアリングによれば、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めている。
- 監督・検査を通じて、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどを確認。
- 金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要。



- 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(「金融仲介機能のベンチマーク」)を策定・公表。

金融仲介機能のベンチマークの主な内容

共通ベンチマーク <5項目>

項目	具体例
取引先企業の経営改善や成長力の強化	● 経営指標の改善や就業者数の増加が見られた取引先数・融資額の推移
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性向上	● 貸付条件変更先の経営改善計画の進捗状況 ● 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 ● ライフステージ別の与信先数・融資額
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	● 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額

選択ベンチマーク <50項目>

項目	具体例
地域企業とのリレーション	● 取引先数(うちメイン取引先数・地元の取引先数)の推移、担当者1人当たりの取引先数
担保・保証に過度に依存しない融資	● 事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数 ● 地元の中小企業向け融資のうち無担保融資先数 ● 経営者保証に関するガイドラインの活用先数
本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	● 事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額 ● 創業支援、販路開拓支援、事業承継支援等の先数
経営人材支援	● 中小企業に対する経営人材等の紹介数
業務推進体制	● 中小企業向け融資や本業支援を担当する従業員数
支店・個人の業績評価	● 本業支援に関連する評価の支店・個人の業績評価に占める割合
外部専門家の活用	● 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
収益管理態勢	● 事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績・中期的見込み
ガバナンスの発揮	● 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する取締役会における検討頻度、社外役員への説明頻度

ベンチマークの活用

(1) 自己点検・評価

全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示。

これらに加え、金融機関が金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合には、その活用も歓迎。

(2) 自主的開示

企業にとっては、自らのニーズや課題解決に応じてくれる金融機関を主体的に選択できるための十分な情報が提供されることが重要。

金融機関は、ベンチマークを用い、自身の金融仲介の取組みを積極的かつ具体的に開示し、企業との間の情報の非対称性の解消に努力。

(3) 対話の実施

監督当局は、各金融機関における取組みの進捗状況や課題等について、それぞれの金融機関が金融仲介の質を高めていけるような、効果的な対話を行っていく。

「経営者保証に関するガイドライン」の策定

- 経営者保証は、経営者の思い切った事業展開や経営が窮境に陥った場合の早期事業再生を阻害する要因となっている等の様々な課題が存在。
- これを踏まえ、中小企業庁と金融庁の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局として研究会を設置し、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定、平成26年2月適用開始。

経営者保証に関するガイドラインの概要

I. 保証契約時等の対応

- 一定の経営状況の場合、保証を求めない可能性等を検討
 - ① 法人と経営者の明確な区分・分離、② 財務基盤の強化、③ 適時適切な情報開示等
- 既存の保証契約の見直しの申入れ時にも、上記に即して適切に対応

II. 保証債務の整理手続

- 破産手続の自由財産に加え、回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生計費相当額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

経営者保証に関するガイドラインの活用実績

	平成27年4月～27年9月	平成27年10月～28年3月
新規に無保証で融資した件数	207,645件	208,345件
経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数	207件	192件
保証契約を解除した件数	14,179件	16,193件
メイン行としてガイドラインに基づく債務整理を成立させた件数	107件	99件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12%	12%